

令和7年 第8回白石町農業委員会総会議事録(閲覧用)

1 開催日時 令和7年8月5日(火) 午前9時00分～午前10時20分

2 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3 出席委員(33人)

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員(4人)

1番 木下 善明 5番 川崎 勝巳 26番 池上 勝文 30番 橋口 均

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 農用地利用集積等促進計画(案)への意見について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について
- 6 農地の買受適格証明願(耕作目的)について

報告事項

- 1 合意解約の報告

業務連絡事項

- 1 令和7年第9回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時: 令和7年9月5日(金) 9時00分～
場所: 白石町役場 3階大会議室
- 2 その他
 - ・農地パトロールの報告
 - ・幹事会の報告
 - ・その他

- 6 農業委員会事務局職員
- | | |
|-------------|------|
| 事務局長 | 石田善人 |
| 課長補佐兼農地農政係長 | 野中和男 |
| 農地農政係長 | 前山仁美 |
- 7 その他出席職員
なし
- 8 その他

9 会議の概要

事務局長 先月行いました農地パトロールにつきましては、暑い中にありがとうございました。確認結果につきましては、後程報告させていただきます。

それではただ今から、令和7年8月第8回白石町農業委員会総会を開会いたします。片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 ～ 挨拶 ～

事務局長 ありがとうございます。

本日は、1番 木下 善明委員、5番 川崎勝巳委員、26番 池上 勝文委員、30番 橋口 均委員から欠席の届けがあります。

ただ今の出席委員は37名中33名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、14番、渕上誠委員、15番、江口和弘委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝ 議案番号第 151 号 ＝

議長 1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第151号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第151号、議案書は1ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望による売買です。

議案の位置図は、1ページから2ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として7月28日に事務局と現地確認を行いました。

譲渡人が実家を売却されるにあたり、隣接している申請地を譲受人が購入したいとのことで申請をなされたものです。

譲受人は米、麦、たまねぎなど約 4.9ha 作付けされていて、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

以上、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 151 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 151 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝ 議案番号第 152 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第 152 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 152 号。

 権利の種類は、所有権移転、贈与です。

 申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

 申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望による贈与です。

 議案の位置図は、3 ページから 4 ページをご覧ください。

 以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

 ○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

 地元農業委員として 7 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

 譲渡人は申請地を相続されましたが、遠方のため耕作できないとのことであつせん申出をなされておりました。

申請地の近隣に住む譲受人との協議との結果、今回の申請となっております。

譲受人は今回の贈与を機に営農を開始され、米麦を作業委託によって作付けする計画をなされています。

周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 152 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 152 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 153 号 =

議長 続きまして、議案番号第 153 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 153 号。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望による贈与です。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

日本に居住している外国人の場合、在留資格の種類に応じて行うことができる行為が制限されています。在留外国人のうち農業ができるのは「経営・管理」の在留資格、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」に限られています。本議案の譲受者は「永住者」の資格を持たれていますので、農業を行うことができる外国人となります。また、住民票上の住所は〇〇県となっておりますが、現在、〇〇に居住で、申請地の隣で自動車関連の事業を長年行われており、今回の申請地で自家消費分の野菜を栽培されています。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として7月16日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請農地は、譲受人の仕事場の隣接地に畑があり、譲受人へ贈与するための申請となります。

譲受人は現在、自家消費の野菜を作付けされています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 申請者は、どちらの方ですか。

いつの間にか、日本の土地が外国人の土地になっていることが問題になっているようです。

○番 ○○○○です。

事務局 今回の案件につきましては、在留資格を所有されており、農地法に基づいて申請書を受理しています。特に永住者につきましては、過去に犯罪歴があれば、永住者の資格は取れません。事務局としては問題ないということで、受理を致しております。

議長 ○番の○○委員。

○番 本人は、2年前くらいから空き家を買って、仕事をされています。

事務居の○○さんと一緒に現地確認に行きましたが、結構話を聞いていただきました。来たすぐは、たしかに国籍の違いがあって、ゴミとかほったらかしにされているところもありました。ただ、周辺住民から苦情がありまして、役場の方から注意をしていただいたらすぐ、対応をされて、現在の地域住民とも仲良くされておりまして、畑を作るといいますので、地域住民の方も声をかけたり、地域の人が耕運機を貸して、行っているところです。

本人もルールに従いながら、地域住民の方々の方々に迷惑をかけないように頑張るといいうことを約束されておりますので、いいのではないのかと思います。

議長 他にありませんか。ないようですので採決に入ります。
議案番号第 153 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 153 号は申請どおり当委員会
において許可することに決定します。

= 議案番号第 154 号 =

議長 続きまして、議案番号第 154 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 154 号、議案書 2 ページです。
権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人は親戚関係で双方の要望による贈与です。
議案の位置図は、7 ページから 10 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 7 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。
譲渡人が県外に転出され、町内の土地を親戚であり、長年耕作されている譲受人に贈
与したいとのことで申請をなされたものです。
譲受人は米、麦、大豆、イチゴなど約 15.9ha 作付けされていて、周辺地域と協力し
て耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
以上、ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 154 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 154 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 155 号＝

議長 2「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 155 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 155 号、
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、①は農用地区域内農地、②は第 1 種農地です。
農地区分の該当事項としましては、①は市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、②は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、①は用途区分の変更、②は農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、11 ページから 13 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 7 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農業用資材置場、苗床、駐車場として使用するための申請です。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 155 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 155 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 156 号＝

議長 続きまして、議案番号第 156 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 156 号、議案書 3 ページ。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、①は概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、②は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、①は既存の施設の拡張、集落接続、②は申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、14 ページから 16 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 7 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。

住宅の建て替えに伴い、経営する○○の従業員駐車場と住宅の一部への違反転用が

判明し申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので採決に入ります。
議案番号第 156 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 156 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 157 号 ＝

議長 続きまして、3「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第 157 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 157 号、議案書 4 ページです。

権利の種類は、所有権移転 贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、17 ページから 19 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の〇〇です。

地元農業委員として7月29日に事務局と現地確認を行いました。

さきほど議案第152号で農地法第3条について審議されましたが、今度は譲渡人の実家を売買するにあたり、宅地進入路及び庭への違反転用が発覚し、申請をなされたものです。

周辺は譲渡人が所有する農地に囲まれており、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、申請地を以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので採決に入ります。
議案番号第157号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第157号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 158 号 =

議長 続きまして、議案番号第158号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第158号、権利の種類は、所有権移転 売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分について、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項について、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項について、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、20ページから22ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として7月30日に事務局と現地確認を行いました。

譲渡人は、東京都に転出する際、実家や農地を譲受人に売却していましたが、申請地は農業用機械置場として違反転用していたため、今回の申請をなされたものです。

周辺は譲受人が所有する宅地に囲まれており、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、申請地を以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 158 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 158 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 159 号 =

議長 続きまして、4「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」を議題とします。議案番号第 159 号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 159 号の「農用地利用集積等促進計画（案）への意見について」ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

始めに「所有権移転関係」でございます。今回は4件となっております。

つづきまして、「利用権設定」でございます。

2 ページから 6 ページをご覧ください。今回は 67 件 計画されており、賃借権設定が 60 件となっています。

区分の内訳として新規が 47 件あり、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものは 9 件です。再設定は 20 件となっています。

未相続農地は 16 件です。

今回の利用権の総面積は 296,467.73 (29万6,467.73) m²です。

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する要件を満たしており67件とも意見はないものと判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転分を審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第159号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第159号、所有権移転については、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。

進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番〇〇委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番、2番について、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第159号、利用権設定のうち、2ページの整理番号1番、2番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。〇〇委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 159 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番、2 番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において意見がない旨回答いたします。

＝ 議案番号第 160 号 ～ 議案番号第 163 号 ＝

議長 続きまして、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

議案番号第 160 号から 163 号の農地の売渡し希望、借受希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 5 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 160 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東区の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、23 ページから 24 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 161 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、愛知県の〇〇氏です。

申請理由は、遠方なための農地処分でございます。

議案の位置図は、25ページから27ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第162号。議案書6ページです。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、熊本県の〇〇氏です。

申請理由は、遠方なための農地処分でございます。

議案の位置図は、28ページから31ページをご覧ください。

続きまして農地の借受希望でございます。

議案番号第163号。

あっせん申出者は、佐賀市の〇〇氏です。

申出理由は、レンコンの規模拡大のためで、〇〇地区、〇〇地区で大きな水路に接している農地で、希望面積は60a～1haを希望であります。

以上、議案番号第160号から163号です。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の(8)の規定より、農業委員の中からあっせん委員を2名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞれ2名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第160号から163号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第160号。

委員 ○番 〇〇委員、○番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第161号。

委員 ○番 〇〇委員、○番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第162号。

委員 ○番 〇〇委員、○番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第163号。

委員 ○番 〇〇委員、○番 〇〇委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第 160 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 161 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 162 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第 163 号、○番 ○○委員、○番 ○○委員

であつせん委員をよろしく申し上げます。

議長 次に、事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

= 議案番号第 164 号 =

続きまして、7. 議案番号第 164 号「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 164 号。農地の買受適格証明願（耕作目的）です。
申請農地から願い出者については、議案書のとおりです。
申請の事由は、特別売却のためでございます。
議案の位置図は、32 ページ～33 ページをご覧ください。
特別売買の説明を少しさせていただきます。通常競売の方に向けられたら、申請の事由は競売のためとなりますけれども、競売は期間内に売買が成立しなかった場合はそこで、競売は終了を致してしまいます。
その後、競売期間内に入札がなかった場合に、特別売却ということで、裁判所から申出をなされて、1 番最初に入札をなされた方が購入する手続きとなります。通常の競売と、特別売却については、このような違いがあります。
ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

（質問、意見なし）

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 164 号に賛成の方の挙手を求めま

す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 164 号は当委員会で承認することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 農地パトロールの報告
- 3 幹事会の報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。(省略)

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和7年 第8回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和7年9月5日(金)9時00分
場所 : 白石町役場 3階大会議室

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前 10 時 20 分
